

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	都市建設部		
	課名	下水道課		
	係名	工務係・計画係		
	記入者		電話(内線)	662

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称	西仁連川第1排水区主要管渠整備事業				(3) 事業の 優先度	B	
(4) 総合計画での位置づけ					(6) 事業主体		市			
① 事業の区分	主要事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)		
② 施策コード	24107	(総合計画掲載ページ)		78	ページ		会計区分	特別会計		
基本目標(政策)	2 安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)						財源区分	国県補助		
基本施策	4 安全に暮らせる安心なまちづくり(防災・防犯・安全)						予算科目	款 1	項 2	目 1
施策	防災対策の充実						予算書上の	公共下水道建設事業費		
施策内容	西仁連川第1排水区の雨水の適正処理						事業名称	(予算書 355 ページに掲載)		
(5) 事業期間					(8) 事務分類		自治事務			
開始 平成 18 年 4 月から					根拠法令		下水道法			
終了 年 月まで (力年)										

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
公共下水道(雨水)西仁連川第一排水区域内(118.8ha)の市民	公共下水道(雨水)の整備を促進し、市街地の浸水を防止し、安全・安心な生活環境の確保を図る。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
雨水による住宅浸水等を防ぐための雨水管渠新設工事	逆井・四ツ京区画整理が平成6年度より組合施行で始まり、雨水対策として雨水管の新設工事が必要となり、平成18年度より工事を開始した。
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
近年、ゲリラ豪雨の増加により、ますます整備が望まれている。	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映							
実施計画													
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）							
事業内容		26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度			
(1) 事務事業費の コスト	事業費	雨水管渠新設工事(補助)											
		実施設計業務委託(補助)											
		雨水管渠新設工事(起債)											
		その他(付帯工事等)		6,900									
	合計				6,900								
	財源	国庫支出金 (千円)											
		県支出金 (千円)											
地方債 (千円)				6,900									
その他特定財源 (千円)													
一般財源 (千円)													
合計 (千円)				6,900									
補助・起債制度名				公共下水道事業債									

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称				単位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	雨水管渠整備延長	目標値	m		10,582	10,582	10,582	10,582	
		実績(見込)値		10,582	10,582				
		目標値							
		実績(見込)値							
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	浸水対策区域整備済面積	目標値	ha						
		実績(見込)値							
		達成率		%	%				
		目標値							
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
5. 事業評価									
(1) 平成26年度の行政評価結果をうけて、平成26年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。									
調整池が未整備のため、雨水管渠については、今後の雨水管渠整備計画が立てられない。（調整池の整備については別シート）									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	区画整理事業が進んでいるため、ますます必要性は高くなっている。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	下水道法第3条により、行政以外には実施出来ない事業である。					
	手段の妥当性	A	妥当である	適切な工法を選択している。					
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない						
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している。					
有効性	成果の向上	A	上がっている	概ね目標水準に達している。					
進捗度	事業の進捗	A	順調である	調整池が未整備のため、今後の整備計画は協議中である。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。									
・雨水に関わる下水道整備事業については、平成22年度末暫定供用開始し（調整池が未整備のため）、その後も計画的に事業（雨水管渠新設工事）を進めてきたが、平成26年度以降は調整池整備の見通しがないと工事計画が立てられない。（調整池については別シート）									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？									
調整池の整備が優先である。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		27年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		改善・改革しながら継続（成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減）			注）記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		改善・改革しながら継続（成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減）			これまで放流先への流量調整を行うための調整池が未整備であることから、暫定的な施設により、一部の区域について供用を開始してきた。しかしながら、調整池が整備されない現状において、これ以上の雨水主要管渠整備は雨水対策に悪影響を及ぼすことから困難である。よって、コスト削減とともに調整池整備の進捗に合わせた整備の継続が必要である。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。				